

広島県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十年一月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年一月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道秋月飛渡瀬線	江田島市江田島町秋月三丁目四七六一番四地先から 江田島市江田島町秋月三丁目四七六一番四地先まで 江田島市江田島町秋月三丁目四七六一番一、二地先から 江田島市江田島町秋月三丁目四七六〇番一、地先まで	平成二〇年一月七日